

平成27年7月22日

電気柵設置者様へ

農作物等の被害防止による電気柵施設の安全確保について（お願い）

今般、静岡県西伊豆町の河川において、動物よけの電気柵の電流に感電し、2人が死亡、5人が重軽傷を負いました。

つきましては、緊急でありますが、あなた様が設置されました動物よけの電気柵の設置状況について、感電による事故防止を防ぐため、下記事項について適切な措置が講じられているのか点検、確認をお願いいたします。

また、これから電気柵を設置される方は、下記事項を遵守のうえ設置をお願いします。

別紙「鳥獣害対策用の電気さくについて」の国のパンフレットを参考にしてください。

電気柵の再発防止に、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 電気柵の電気を30ボルト以上の電源（コンセント用の交流ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用してください。
- 2 上記1の場合において、公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のために、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置してください。
- 3 電気柵を設置する場合は、周囲の人が容易に確認できる位置や間隔で、見やすい文字で危険表示を行ってください。

問い合わせ先

富士宮市産業振興部農政課畜産係

電話 22-1149